

# 不安定な男性性と暴力

中村 正<sup>i</sup>

男性性（男らしさ）にとって暴力もしくは攻撃性は必要であると考えの人がいる。筆者が取り組む脱暴力の臨床社会学的な実践の場に登場する男性たちの加害と暴力の語りは、認知行動療法的な介入の対象としての独自の思考と行動と感情を理解する貴重な言語的資源となっている。動機の語彙、説明行為をとおして暗黙理論、素朴理論、個人の理論が構築されている様子を理解できる。そして、社会のもつ暴力容認の意識や態度が先鋭なかたちで環流していることも見えてくる。個人的で心理的な暴力問題は社会問題としての男性の対人暴力問題とクロスさせることによってミクロからマクロまでがつながる連続体となっていることについて、多面的に考察する。

キーワード：対人暴力、不安定な男らしさ、ヘゲモニックな男性性、臨床社会学、暗黙理論

## 1. 「暴力が男らしさを支えているので脱暴力すると疲れる」という男性との出会いからの問題意識

### 1-1. 脱暴力のための加害者臨床に取りかかる契機—言い訳を手がかりにする

筆者が大阪市・大阪府・堺市の各児童相談所（子ども相談センター）と協働し、社会実装している父親向けの脱暴力グループワーク（「男親塾」と呼んでいて、月2回、大阪市内で開催している）がある<sup>1)</sup>。子ども虐待と妻への暴力があり、児童相談所が職権で介入した後の家族のやり直しに向けて取り組むグループである。仕事で参加できない男性やグループワークがむいていない男性には個別のカウンセリングを実施している。

そこでの発言をとりあげ、脱暴力の研究や臨床実践に活かしている。そこにおける発話を、暴力の認

知の仕方、意味づけ、説明と正当化の諸機能をもつデータと位置づけ採取し、脱暴力のグループワークやカウンセリングに活かしている。とくに、脱暴力の動機構成の手がかりにも役立てることができる。説明のための後付けと先行する意識の取り込みとして対象化し、それらを認知的な意味づけ過程にあるものとして解釈し、更生のための対話の素材として、とくに認知行動療法によるアプローチの認知再構成の対象とし、対話的实践に活かしてきた。さらに男性性ジェンダーの視点を加味して暴力臨床論を構想し、脱暴力支援へと体系化することを試みた（中村、2016a）。また、制度的組成としての治療・回復的司法等の新しい社会臨床的な課題の提起もしてきた（中村、2016b, 2016c, 印刷中）。

とりあげた発言は言い訳として位置づけた。その内容は、①「今月の生活苦しいのよね。」はどう聞こえたか、②「暴力はコミュニケーションである。」が意味すること、③「俺は正義である。」と考えている、④「アルコールが入っていて、頭が真っ白になったから。」と理由づける、⑤「始まりはささいなことだ

i 立命館大学産業社会学部教授

ったんです。」と言い始める、⑥「相手が俺を殴らせる。」—彼は独自の被害者像をもっている、である。

これらは暴力をささえる暗黙理論、個人の理論、素朴理論、男らしさ規範、インナートーク、悪魔のささやき等と位置づけている。さらに、社会のなかにある男性の暴力加害を肯定する意識や態度（加害男性のこれらへの感受性・反応性は高い）、さらに被害者非難の意識の取り込み、両者が相まって彼の思考となり、自らの暴力を含む行動やそれによって満たされている感情を生起させる。そうした意味と行動のループをつくっている。

### 1-2. 暴力が男らしさをささえているという男性

表題に一部を掲げた男性の発言も印象深いものだった。詳細を記すと、「男らしさを問題にする脱暴力のグループワークに来たあとは『脱力』していくようだ。だから参加すると疲れる。嫉として多少厳しくすることや妻も相当にやり返してくるので、ついついでてしまう暴力だけど、そうしたことは適度に自分の男らしさを支えているので、こうした場で脱暴力を指示されると虚脱していくようだ。」というものである（2012年5月と6月に合計3回の参加男性）。30歳代で、二人の息子がいる。子どもは就学前で、仕事は営業である。毎年4月開始の12回シリーズ（半年間）の脱暴力のプログラムに通っていた。3回目のグループワークでの発言だった。もともと強制力のない任意参加のプログラムなので、自由参加としている。彼はそのクールの4回目からは来なくなった（グループワークについては中村、2006a, 2006b, 2007, 2008, 2009）。

暴力的な言葉を使い、「夫婦喧嘩」になることも多く、物を妻に向かって投げつけ、家具を蹴飛ばす等していると話していた。現在、妻から離婚を口にされているとも語っていた。営業の仕事は楽しそうだし、余暇のスポーツもこなし、フィットネスジムに通って仕事だけではなく生活をしている様子の筋肉質タイプの健康そうな様子が発言から垣間見えた。しかし何より特筆すべきは妻に命じられて自主的に

脱暴力のためのグループワークに参加している点だった。その程度には自らの暴力について反省することができる男性だった。

他の男性からも類似の発言がある。そもそも脱暴力グループワークに参加している男性でさえこんな発言をする。①「(グループワークに参加したことやきちんと問題をみつめようとしていることに対して肯定的なメッセージをおくったところ) そんなに褒めないでください。」、②「脱暴力が簡単にできるようなグループワークやカウンセリングはありえないし、そんなプログラムだけで変化するようなそんなに安っぽい人間ではないと思う。」、③「やればできるではハードルが低い。」、④「簡単に脱暴力するようではプログラムに動かされているようで男が廢る。」等である。男性たちの反応のひとつはプログラムや仕組みそれ自体を否定しようとする点にもある。

グループワークでは自ら身につけている男らしさ規範が根っこにあるこうした素直な反応がだされる。自らを語ることを前提としているので、自由な発言を重視している。もちろん、他者を批判しない、私メッセージ（私を主語にすること）で自分のこと（できれば虐待と暴力を含む）を語る、グループワークの人間関係を外部にもちださない等の場の安全を確保するための緩やかなルールがあるだけだ。介入した児童相談所とは異なる場所だからこそ安心していろんなことが語られる。そこでこうした発言がなされる。供述や調書の段階ではでてこないようなものである。「暴力は男らしさという自律的な自己の支えとなっている。」というこの発言や上記の類似する「言い訳」の意味を考察していく。

グループワークで話を聞いていくと、その男性の脱暴力をめぐる内的な葛藤や混乱が伝わってくる。暴力の語りが自然に定着し、行動と感情のバランスがとれるようにグループワークに関与してもらおう。脱暴力と男性的自己の再構成を焦点に、暴力や虐待を正当化しようとする物語化の構図が浮上してくるが、それらが適切に分節化できておらず、もつれた

糸のようにここに折り重なっている。グループワークでは言語化をとおして脱暴力へと至る意識を適切に区分けしていく。

たとえば、くだんの彼氏は、①妻主導ですすむ男の子の育て方への不満、②仕事を理由にしているが子育てに関与できていないことへの苛立ち、③結果として進む仕事への没入、④家庭からの疎外感と被害的意識の生起、⑤離婚の話をちらつかせる妻への不満の諸相、⑥妻に指示されグループワークに参加したが想定とは違うという意識等が切片化できる。全体として漂う虚脱感が表明されていたので、暴力による葛藤解決の緊急法としてアンガーマネジメントでよく使う「タイム・アウト法」を伝えた<sup>2)</sup>。しかしそれはその場を逃れるので卑怯なやり方のように受け付けない(闘争か逃走かの典型的な反応だった)。妻とは対話をしたいのだが、うまく言葉がでてこないことも苛立ちの背景にあるという。この緊急法でさえ、その場から逃避するような感じだと、彼の男らしさ意識は解釈させる。

## 2. 暴力を支える男性性意識 (男らしさ規範) の把握

### 2-1. 男性と男性性の研究への着目—対人暴力への関心の意味

こうした暴力臨床・加害者臨床、虐待家族への介入後支援には、男性性ジェンダー臨床が求められると考えている。研究上の問いとしては、男性menと男性性masculinityはいかにして研究主題となるのか、である。

コンネルが提起した概念である「複数の男性性masculinities」、そこから転じた「男性の階層性」という把握が男性研究の主流となっている。ジェンダーのなかでも男性同士の関係性と女性との関係性の構造を取り出しつつ、文化的理想と制度的権力をとおして構築される男性性の心理的・社会的・政治的布置を対象とし、その動的な様相を「ヘゲモニックな男性性hegemonic masculinity」と特徴づけた(コ

ンネル, 1993)。正確には、男性性(男らしさ規範)が動因となり、男性的な身体、心理、行動、制度をつくりだしている点の理解がジェンダー論の根幹なので、男性men's studyと男性性の研究study on masculinitiesは並列ではない。ジェンダー作用によって構築された男性性が、生物学的な男性のあり方の意識も含めて男性を社会的心理的文化的に枠付ける。

男性性ジェンダーはパワーの概念をめぐる具体的な姿がみえてくる。暴力はその典型領域であり、社会の諸領域にわたってパワーが男性と男性性をめぐる係争点になる。たとえば生物学的な妊孕力。

「男性と不妊」というシンポジウムがあり、指定討論をした<sup>3)</sup>。男らしさ規範が男性性を序列化し、とくに男性側の生殖力、妊活力、妊孕力をめぐる葛藤を構成していることの諸相がクリアになった。男性性は男性的な身体、心理、行動、制度をつくりあげていく。必然的にそこには男性の序列化を駆動するヘゲモニックな男性性が作動している。不妊の男性はそうではない男性性と区別される。その記号の序列編成原理は文字通りの生殖力パワーということになる。逸脱の医療化論や医療社会化論で影響をあたえているコンラッドは、「自分の能力を生殖することによって男性を定義したのではなく、彼の男らしさによって定義した」(Rothman and Rothman, 2003)という医療とエンハンスメント(増強)の医療社会学の研究を引用し、男性不妊問題を男らしさ規範が創り出す男性の意識や行動の典型として指摘している(Conrad, 2007)。男らしさ規範がまずあり、男性性を証明するものとして彼の生殖力による男性性の序列的意識や不妊男性の意気消沈が構成されていくのだと医療社会学は教える。男性と不妊にはこのパワーをめぐる男性性の葛藤が環流する。

しかし、この議論も男性性の序列でしかなく、複数の男性性というアプローチは男性同士の関係性論に閉じていき、女性との関係において本来的課題となるべきジェンダー問題の核心である構造的権力作用が軽視されてしまうという批判は(澁谷, 2001)

辛らつであった。『男らしさの鑑』『男性の被抑圧性』『男らしさの複数性』『男女の対称性』の概念の問題点を指摘した。すなわち、『男らしさの鑑』の遺棄が心理レベルの解放しか導かないこと、『男性の被抑圧性』の議論が男性の特権性と切り離して行われていること、『男らしさの複数性』の探求が男性とそのほかのグループの間の問題を回避する可能性があること、『男女の対称性』の強調がコンテキストを脱落させたときにのみ可能である」という。つまり、「男性学はその関心を心理レベル/個人レベルのトピックに先鋭化させがちである」という。その結果、「男性学は男性が置かれている社会的な制度/構造から男性を切り離して議論する傾向がつよい」というのである。澁谷は男性学言説の危険とまで指摘していた。

もちろんコンネルも「ジェンダーと権力」を基本的な視座に据えてはいる(コンネル, 1993)。しかしなおやはり心理的・個人的という位相をどう位置づけるべきなのかは臨床的課題からみると欠かせない。その際に、「男性学言説の危険性を指摘するのに性急なあまり、『現行の男性学が問題化したい心理的/個人的問題を、すでにある権力構造を強化させることなく、どのように扱うか』を提示しなかった点にある」という澁谷の内省は大事だ。しかし澁谷のいう「心理的・個人的問題」がなんであるのかはその時点では明示されていなかった。

筆者はこの論点を意識し、その課題をひきうけてきた(つもりである)。つまり、心理的・個人的問題と権力作用を視野に入れた社会問題を地続きのものとして位置づけ、臨床実践をとおしてそのジェンダーの権力作用のミクロからマクロを連続させる事である。具体的には、男性の対人暴力問題を男性性と男性研究の根幹に据えることである。男性内部の複数性や階層性に閉じることなく、ジェンダー秩序の根幹としての支配や権力作用とかわり主題化できる問題群、たとえば、性犯罪・性問題行動、DV、子ども虐待、高齢者虐待(息子と夫が介護する関係が加害に多い)、部活等での体罰、多様な形態のハ

ラスメント(とくセクシャルハラスメントの加害は男性に多い)、ストーキング行為(殺人と自殺の組み合わせの課題は男性に多い)、無差別殺傷等がここでいう男性の対人暴力問題である。いずれも濃淡はあれ男性の加害者が多い。

心理的・個人的問題と社会問題の交差領域にあり、「権力関係を強化することなく」、むしろそこからの脱却を企てる課題群として筆者はこれらを位置づけて実践と研究の双方の主題にしてきた。さらに臨床社会的な視点を加え、暴力や虐待を包み込んできた社会のあり方も問題にし、制度的対応についても後述するような司法とかかわり提案をしてきた。暴力臨床が社会性をもつべきなので臨床社会的実践としてきたが、さらに暴力を容認するような社会の意識や態度を対象にするために社会臨床という言葉で括りとり、社会のもつ二次的加害、周囲の無関心(冷淡な傍観者)、被害者ケアの弱さ、加害者更生の放置等、社会性と個別性を統合し、パーソナリティや心理問題に閉じない臨床性をも措定し、実践し、制度の再編(司法による脱暴力への加害者対策等の提言)というトータルな動きが必要なことを主張してきた。

まとめると、心理的・個人的問題と社会問題の回路をつなぎ、権力構造というマクロな事態を心理的・個人的問題の次元において扱いうる問題として対人暴力問題を位置づけること、さらに制度的再編に向かう再帰的な提言を臨床実践から展望し、提言すること、その要の位置に男性の対人暴力問題があるととらえている。

## 2-2. 男らしさ規範の抽出

現在、男性と男性性にかかわる社会科学的研究は、コンネルが提起したヘゲモニックな男性性の布置、とりわけグローバルな視点から、「複数性と階層性」にもとづく社会的現実の把握をめざす実証的研究として積み重ねられている。さらに男性性の階層性として、従属的な男性性、共犯的な男性性、周縁化された男性性、抵抗する男性性等を整理するものも多

い。これらは社会科学的な系譜にあるが、男性性の心理 - 社会学的研究には別の系譜があり、そこでも複数性や階層性が語られてきた。男性と男性性の対人関係、心理臨床的課題、パーソナリティ研究の領域における蓄積である。男性と男性性は異なるという論点も含めて、創られた男らしさ規範の内容が整理されてきた。簡単に整理しておこう。

第1は素朴理論として常識をとらえ、そこで構築されている男らしさをとりだす作業である。たとえばパーソナリティ研究における男らしさ規範の確定と男性の心理的な健康を相関させたメタ研究がある。人々が素朴にそう考える内容を確定して11個の男らしさの規範を取り出した心理学的な尺度がある。素朴理論・素人理論という。それは、①勝つことへの欲望 *desire to win*, ②感情的なコントロールの必要性 *need for emotional control*, ③リスク・テイキング *risk-taking*, ④暴力 *violence*, ⑤支配 *dominance*, ⑥プレイボーイ (性的に奔放である) *playboy (sexual promiscuity)*, ⑦自立的である (援助を求めない) *self-reliance*, ⑧仕事が優先 *primacy of work*, ⑨女性への権力的な態度 *power over women*, ⑩同性愛の嫌悪 *homo-phobia*, ⑪地位の追求 *pursuit of status*, である。

さらにこうした男らしさ規範への個人の適合度と男性の心理的健康をクロスさせている。相関させた指標は、①否定的なメンタルヘルス (うつ傾向にあるかどうか), ②肯定的なメンタルヘルス (満足している生活かどうか), ③対人関係上のメンタルヘルス (他者に助けを求めることができるかどうか) である。男らしさ規範とメンタルヘルスの関連を考察したのである。

そうすると、上記の男らしさ規範のなかでは、⑥プレイボーイ, ⑦自立傾向にある (援助を求めない), ⑨女性への権力的な態度の三つが男性の心理的な不健康に相関していた。一般化すると、性的奔放さ, 女性支配の傾向, 自信過剰さ (援助を求めない) の三項目となる。

とりわけ前二者 (性的な奔放さと女性への権力的

態度) は性差別意識や態度と重なる。つまり、性差別的な態度につながるような特性は、社会正義の問題というだけではなく、男性の心理的健康問題でもあるということの意味している (この研究は、78の調査研究のメタ分析をしたもので、19,453人分のデータを扱っていることになる)。これらは日常生活や生活世界の知識論として社会的には位置づけることができる (Wong, Ho, Wang, & Miller, 2016)。

第2に、同じようなアプローチに暗黙理論、個人の理論の把握がある。とくに、暴力臨床や加害者臨床で用いられることの多い認知行動療法は、介入すべき対象として「認知の歪み」を見定める。しかし、暴力行為者にはこの特定が難しい。動機づけが十分でないと「歪み」として評価すること自体に嫌悪感を示す。さらにその「歪み」という定義は裏側に「正しい認知」が控えていることを想定させる。暴力を振るう者の内的世界や意味付けのこころには届かない。そこで筆者は当事者たちに名づけてもらうことにしている。「色めがね、都合のよい考え方、自己流解釈、自然な欲望 (性欲や攻撃欲のこと)、男なら当然の考え、(虐待事例の場合) 俺もそうやって育てられてきた。」等と応答がある。

まずこの点の枠付けをしておかないと暴力臨床に向かわない。そしてきちんと加害者になっていかない。とりわけ、加害者には独自の被害者論がある (中村, 2013) ので、これ乗り越えなければならぬ。確かに「認知の歪み」はあるが、それを暗黙理論、個人の理論として把握し、自らが名づけて外在化していくことを協働する方が対象者にはアプローチしやすい。「認知の歪み」という定義よりは「個人の理論」とした方が当人の主体性や回復への努力への手がかりになる。脱暴力への主体性を発揮しやすい名付けの作業である。この点は加害者臨床・暴力臨床という動機形成と倫理・規範の定立が不可欠の分野では多様に工夫をすべき点である。この観点がないと内省を迫るだけの形骸化したものとなる。

司法臨床心理学者のワードは犯罪者の更生保護理

論を刷新し続けている。とくに再犯防止のリスク管理だけが前景化し、当事者のもつ Good Lives が考慮されていないことを厳しく指摘する (Ward, 2000)。その過程で性犯罪者の意識を暗黙理論としてとらえることを提案している。たとえば、子どもらしい行動が別様に意味づけられている。人の膝の上に座る、下着をみせて遊ぶ、加害者に抱きつくなどの行動が性的に解釈されていく。子どもが泣くことでさえそれは子どもが関心をもって欲しいという願望であると解釈されていく。加害者の隣に座ることが愛着をもとめている行為だと意味づけられていく。子どもが私を誘惑した、セックスを望んでいた、子どもは傷ついていない、子どもは性を探索しているとして意味づけるような、暗黙理論を保持しているという。

女性のフレンドリーさは性的な欲望があるものとして解釈されていく。子どもが多くいる環境も好む。子どもに関わるボランティアが好きである。性犯罪者の意識のなかには「ナンパして一緒にいる時間をもったのだから強引なセックスは合意のうえだ。」との考えが強い。責任はないどころか自分は被害者だといいはることもある。特定の子ども観や女性像をもって日常の接触が行われ、犯罪へと展開されている様子を暗黙理論にもとづく日常実践としてワードは描き、介入の対象とする。これは加害者のもっている暗黙理論が台本のようにして認知だけではなく行動をも導いていることを意味している。

暗黙理論は、単に認知の歪みとして矯正の対象として確定するだけではなく、そう意味づける必要のあった背景をみる。暴力はコミュニケーションである、あるいは葛藤や問題を解決する手段であるという人生の台本、そして日々の快樂となって子どもや女性と接触しつつ犯罪を準備している日常実践をとらえ、自らがその不適切さに気づくように対話的に協働する。逸脱行動や触法行為を誘導するための他者非難、過小化、否認にも耳を傾ける。加害者は心の中で特別に想定した女性と子どものイメージをもっているのをそれをひきだす。

なかでも男性たちは加害者ではなく被害者だと思っていることに留意が必要である。被害者理解や被害への直面化という課題が加害者臨床のなかでも難しいとされるがそれはこうした暗黙理論、個人の理論を有しているので、その是正のために、認知の歪みという言い方で関与するだけだと、防衛され、強い反省を迫るだけになるというのである (Ward, 2000)。

第3に、性別役割分担と関係づけた男らしさ規範の行動特性把握がある (石川, 2006)。石川によれば、「近所づきあいがよく、仕事を断ることができず、男は経済力や忍耐力をもつべきだと思っており、男は家事に向かないと思っている人」こそが「男らしくありたい」と考えている。「男らしくない」として否定像をもち、「男らしくありたい」ということに寄与する行動として見えてくるのは、男らしさというものが、職場での達成志向やその残余である家庭・感情生活への消極性と結びついていることであった。石川の調査からみえる男らしさ意識とは、①パートナーに以心伝心のケア行動を求めること、②家庭外達成志向が強いこと、③男性は経済力や忍耐力を持つべきであると考えることである。

第4に、心理的・個人的な男性問題を扱うことを期待されている心理学・精神医学での蓄積がある (柏木・高橋, 2008)。男性性と関わる心理・社会的問題として「高度の抑うつ、アルコール依存率・中高年の自殺率・犯罪率の高さ、失感情言語化症 (アレキシサイミア)、親密さへの恐怖、暴力」が指摘されている (鈴木, 2006)。心理学は多様な評価尺度を作成してパーソナリティ、行動、こころの関係を実証的に研究してきたが、上記の心理・社会的問題にとっての共通点に感情制御の問題をおいている。

本来、病理的なアレキシサイミアであるが、マイルドなアレキシサイミアを男性性にもみることができるとされてきた (林, 2008)。「規範的男性アレキシサイミア」という。これは感情の認知と感情の表出の二つの過程に感情コントロール問題を区分けし、自らの感情の動態を認知しているがそれを適切に言

語化することが困難な表出の課題をもっているのが男性性であるとする定義である。このように、男性性の研究は、男性役割葛藤、男性役割規範、男らしさに対する態度の尺度から判断され、それらが心理的健康や行動的特性といかに関係しているのかをみる。

この組み合わせとアレキシサイミア評価尺度を交差させた研究がある。「男らしさはわずらわしい」「自分にとって男らしさは重荷である」という男らしさを否定・排除している意識の持ち主の心理的不健康度は高く、相関しているという。逆にこうした男らしさ規範に「無関心」な男性たちの自尊感情は高く、メンタルヘルスも良好であるという(林, 2008)。林の研究は、男らしさにパワーを与えているのは男性自身であることを示唆する。感情制御について自らの感情の認知と表出の面でうまく機能し、自尊感情も高い男性は、そもそも男らしさ規範に無関心なのである。

### 3. 暴力行動に資源として動員される男性性と不安定な男らしさ

#### 3-1. 男性性と暴力—最後の問題解決や男性性を明かすために動員される男性性

暴力加害の多くは男性によってひきおこされる。「無差別殺人は、弱者をねらっているので無差別ではない。男性犯罪者の場合、『男の問題』としては捉えられてこなかった男性自身が、自分の立場と重ねるように考えるという姿勢・男の怒りや悔しさが暴力で発散されうるという問題を、男自身が考えるべき。」という指摘がある。しかし続いて「男の犯罪を、社会問題を問う視点だけではなく『男ゆえの病』として考えること。」とする結論には留保がある(北原, 2008)。なぜなら、「男ゆえの病」が生物学的な男性を均質に扱うことにならないようにすべきだからである。それはむしろ男性性(男らしさ規範)のなせるところである。攻撃性を賞揚し、それが暴力と等値されていく傾向があり、男性性に共

通する思考、認知、感情の表出にも暴力を誘発する志向がある。

しかし加害者個人のパーソナリティ特性に帰責するだけの犯罪心理分析だけではない論理も要る。ここでは男性性ジェンダー論を媒介として「男ゆえの病」が社会的につくられていることやそれを踏まえて脱暴力の個別臨床実践が必要なことを考えている。

この点は犯罪と男性性の関連についてのメッサーシュミットの指摘が有益である。男性的であることを明かすために動員される資源のひとつとしての暴力という把握である。地位、権力、名声、期待、リーダーシップ等はヘゲモニックな男性性のなかでは優位性をもつが、そうではない男性性の最後の資源が暴力であるという。「男性性を証明するための資源 masculine-validating resources」と定義している(Messerschmidt, 1993)。

刑事司法は個人の責任を問うので、ジェンダーを扱うといっても、社会的な共軛関係にある男性性(男らしさ規範)が問題行動に関係していること自体は刑罰において糾すことはできない。とりわけ男性性の犯罪であることが多い犯罪者の処遇はジェンダーへの関心をもつべきだが、現在、筆者がスーパバイザーとして関わる刑務所のなかで実施されている性犯罪再犯防止教育においてさえも男性性ジェンダー問題は認知行動療法による介入の課題の中心には組み込まれていない。

メッサーシュミットのいう資源として動員される男性性が暴力へと傾斜しがちな事項は「男らしさの病理」としての面が強い。追い詰められ、逃走か闘争かの反応に迫られ、誰にも相談しないという切迫感とともにこの男性性資源が「問題解決」の暴力として選択されるにもかかわらずである。

男性性ジェンダー臨床の対象となる典型的な暴力加害としては、①夫・息子介護者による高齢者虐待(男性介護者比率に比べて虐待加害が介護する男性に多いこと)、②夫に多いDV加害、③子ども虐待への致命的暴力となる父親の暴力(とくに躰として体罰を用いる等、日常的な子育て行動に伴わない暴力

であること), ④ストーキングによる加害 (一方的に恋愛対象とする男性, よりを戻すことに失敗した元夫や元恋人, 離婚した妻の養育している子どもを誘拐する元夫等), ⑤多様な性犯罪 (肛門性交や口腔への性器挿入等男性が被害者になることも含む), ⑥ハイリスクな男性の仕事 (兵士等) や活動 (反社会的組織) と関連した暴力, ⑦社会的地位と関連した多様な形態のハラスメント等である。しかしこれらが処罰を受け, 非難されても, 男性性ジェンダーのテーマ化による介入後脱暴力支援は希薄である。罰や非難は個人を対象にするしかなく, 集団的特性であるジェンダーはせいぜい背景事情を成すだけである。

### 3-2. 不安定な男らしさ precarious manhood

複数の男性性やヘゲモニックな男性性の視点から把握する, 社会科学的な男性性論と並行して, 心理的・個人的問題としての男性個人の問題行動を把握する概念がある。リスクの高い行動, 犯罪・非行, 自傷行動等の問題行動・逸脱行動, 男性の不健康さにかかわる問題群である。対人暴力問題に対応する制度的権力や組織の再構成 (後述する司法の再編課題) を根拠づけていくためにも心理的個人的な次元での問題化は必要となっている。ジェンダー秩序が何らかの生きづらさの背景であることは男性・男性性研究では「男性の被抑圧性」「男性の被害性」として指摘されてきた。たとえば, 自死の性差, 長時間労働・過労死と稼ぎ手役割の強調, 失感情症的な男性の心理や言語化の貧困, 薬物依存やアルコール依存の性差, ハイリスク行動等があげられる。しかしこの面の強調だけではジェンダーの非対称関係性や権力作用が見えてこないという批判もある。そこで, 権力関係をはずすことなく, しかも個人や心理の次元から立ち上がる男性性の差異とかかわる上記のようなジェンダーの社会問題を統一的に把握できる臨床の構築とそれを可能にする制度の再編成というロジックの必要性を説いてきた。その中心的概念のひとつに不安定な男らしさ precarious manhood とい

うアプローチがある (Vandello and Bosson, 2013, Vandello and Bosson, Cohen, 2008)。

このアプローチは次の三点に不安定な男らしさが生成する背景を要約している。①達成的な地位としての男性性, ②それを持続させなければならない男性性, ③他者による承認や社会的証明を要請されるという男性性である。

これらは獲得しにくい行動であるので, かつ, はかなく, 喪失しやすいので不安定となる。なかでも, 男性の対人暴力は, ジェンダーが脅威にさらされる不安とストレスへの対応として発現すること, その時に男性は危機に陥った男性性を回復させなければならないこと, そうならないように危機を回避すべきという負荷がかけられるという。男性の危機は, 低い自己評価, 抑うつ傾向, 不安, 希望がないこと, 貧しい対処力, 援助を求める事への否定的態度から構成されるという。とくに援助を求めない行動は事態をより深刻にする。ジェンダーの脅威となる事態や状況における行動 men's angry and aggressive reactions to gender-threatening experience として暴力が発現するという。

## 4. 不安定な男性性からみた対人暴力問題

### 4-1. 男らしさの規範 (男性性) に由来する暴力問題—性犯罪・性問題行動

まず, 不安定な男らしさ論から性犯罪や性問題行動を考えてみよう。性犯罪・性問題行動は, 単純に性欲を満たすための犯罪ではなく, 彼のもつ心理的不全感をもとにした「非性的ニーズ」を満たそうとする行動であると性犯罪研究は指摘する (たとえば, ベイネケ, 1993)。そうするとその行動は擬似性的行動といえる。女性への態度や意識, 性についての勝手な枠づけ, 男らしさの信念, 強姦神話のような恣意的な解釈等の独特な認知の仕方をもとにして性犯罪が実行される。意に反する性行動の強制は, 強盗, 暴行, 誘拐, 殺人の暴力に付随しておこる。こうして, 「精神的ストレス—精神症状のひとつ—性

衝動-性的逸脱-性欲を男性はコントロールできない」という思考の連鎖ができ、男性中心の性犯罪の説明がなされる。この見方は、被害者非難の物語を誘発することもあり、男性中心の、支配的な（ドミナント）物語であるという。

さらに「彼は何故個人的な暴力に訴えるのか、どうして性犯罪を犯す選択するのか」と問う。「レイプすることで女性への怒りを感じやすくなる。レイピストは、相手の女性に申しめられて腹がたったからレイプする」、「自分が貶められたと感じるので、自分より劣った存在をレイプする。優位をとりもどす。女性が選ばれるのは性的な欲求不満からではなく、怒りに向けて対象として都合がよいからだ」と指摘している。

この研究は加害者臨床をもとにしたグロースの研究に依拠している (Groth & Birnbaum, 1979)。グロースはこれらの後述する4点を性犯罪者の「非性的ニーズ」と位置づけた。「非性的ニーズ」は心理的不全感といえる。原因は何であれなんらかの心理的不全(感)をもとにして、敵意・怒りが生起し、コントロール・パワーを発揮するために選択された行動が「性化された強い行動 sexualized coercive control behavior」に至る。性的欲求 sexual desire そのものの実現というよりは、「非性的ニーズ」non-sexual needs を満たしつつ、それでもって性的な快楽を得る。刑務所で取り組む性犯罪者再犯防止プログラムは性的欲求に焦点をあてているので、その根幹からの再編成が求められる指摘である。

最終的にはこれらを分類して性犯罪のもとになる認知の仕方や意味づけの特徴を取り出した。「地位(の確認と達成)、憎悪感情、統制感、支配感情」の4点である。この結論は、性犯罪と性的快楽・性的満足との結びつきよりも、これらの「地位、憎悪、統制、支配」との結びつきのほうが強い行動との関連性が強いことを示している。この4つを実現するために、ジェンダー社会の分断線にそくして性化された行動となり、それが性犯罪となる。他の形式を選ぶ場合は別の暴力問題行動となる。だから性犯

罪も性欲だけが目的なのではない。性欲コントロールだけを対象にできないといえるだろう。形式としては擬似性的な行為だからである。性の背景にある本来的な欲求・ニーズにこたえるための性犯罪者へのグループワークが要請されている。メッサーシュミットのいう資源の貧しさへの対応が大切となる。

こうして、それが性問題行動となる点の理解にこそ男性性を扱う意味がある。身近にいる脆弱な対象が選択され、男性の性化された暴力として発現する。男性として、補償的、報復的、劣位回復的であり、不全感を埋めるための意図された行動が性問題行動である。性のもつ人間の尊厳にとっての大きさがあるからこそ、それを貶める行動として他者の性が攻撃対象として選択される。

しかも力の強弱や関係性やジェンダー役割に根ざして行われる。被害者の屈辱感を想定して、征服感、達成感、充足感を得る。性的な攻撃や侵入は、女性蔑視、ジェンダー固定観念、思いを受け取るべきという女性依存意識を基礎にした、人格破壊的な儀式的暴力となる。性行動をとおして屈辱感、陵辱感を満たし、万能感、達成感を得るのが性犯罪の特性である。

こうしたことは加害者の言い訳から理解できる。女性の誘惑論につながるような性的魅力論が性犯罪者の言い訳、つまり暗黙理論からみえてくる。女性の挑発としての面があるという正当化に連なる。

しかし性犯罪者は、女性の身体を盗むようにして知覚し、選択し、犯罪を企てている。だから加害者は能動的である。対象を物色している。加害者には決して誘惑されるような受動性はない。言い訳は、①性的な欲望の対象として女性をみること、②女性の方から望んだことだといひ、被害者のせいにする事、③女性が魅力や外見という武器で勝負にでたのだから男性もその喧嘩を買うべきだという暗黙理論、インナーボイス、個人の理論を保持している。

筆者はこれを「男性の性欲神話」だと考える。男性加害者の言い訳や正当化にも使われるし、供述の際の検察の側のストーリーラインにもなっている

(ある事例をもとにしてこの男性の性欲神話が分析されている。牧野, 2013)。性欲それ自体が不問にふされているにもかかわらず性欲がコントロールできていないことが主題となって性犯罪の裁きが動いている事態がよくわかる。

#### 4-2. 対人暴力の場合

さらに親密な関係性における対人暴力としてのDV, 虐待, 体罰においても, 同じようにして暴力をとおして満たそうとしていたことは何だったのかの確定が必要となる。何を治療と回復の対象にするのかを見極める(アセスメント)ことにも役立つ。諸外国ではそれを対象にして受講命令制度が組まれている。刑罰だけではないアプローチをも可能にする回復的・治療的司法のアプローチがDV裁判所とともに構築されている。もちろん何らかのプログラムがあればよいのではなく, 被害者ケアや社会全体の暴力防止と加害者臨床の連続が大切である。司法に管理された一連のケースワークである。

対人暴力の研究者であるスタークは治療的司法をとおして修正すべき対人暴力の特性を「coercive control」として把握している。スタークは, ①威嚇する(脅す), ②孤立化させる, ③コントロールするという3つの要素を重視した暴力を「関係コントロール型暴力」の特徴としている。DVや虐待だけではなく誘拐, ハラスメント, ストッキング, カルト支配にも見られるという(Stark, 2007)。

この考え方にもとづき, 心理的・感情的な暴力として定義してきたものを可視化させて明示した法律が英国で具体化された。「Serious Crime Act」の2015年改正で, Domestic abuse(家庭内虐待)の項に「76 Controlling or coercive behaviour in an intimate or family relationship(親密なあるいは家族関係においてコントロールするあるいは強いる行動)」が追記された。その例示的内容は「友人や家族から孤立させる, 基本的ニーズを与えない, 時間を管理する, デジタルメディアを用いて監視する, 日常生活を統制する(どこにいくか, 誰と会うか,

着るもの, 寝る時間等), 病院に行かせない, お前は価値の無い奴だと繰り返して言う, 辱める行為, 自己非難を相手に強いる, 警察にいかせない, 経済的に追い詰める, 殺すぞと脅す, プライバシーを明かすと脅す」行為があげられていて, 犯罪化される。最高5年の刑が可能となっている。対人暴力をとおして満たしている加害者のニーズに関係コントロール欲求があるという観点である。

#### 4-3. 犯罪を直接誘発する要因と間接的に誘発する要因

更生に向かう意欲を喚起し, 行動を促進させるためには, 犯罪の原因となるニーズに根ざしたりリスク管理だけではないほうがよいと犯罪心理学は教える。リスク重視の再犯防止は, 犯罪を誘発する要因をなくそうとする。

たとえば, ①反社会的なパーソナリティや否定的な気分・感情, ②反社会的な態度や認知, ③犯罪のための社会的支援があること, ④物質依存, ⑤不適切な養育, ⑥学校や仕事での問題, ⑦貧しい自己統制力, ⑧向社会的行動の欠如である。これらは直接に犯罪を誘発すると考えられ, コントロールの対象とされる。

さらにその背景には「犯罪とは直接には結びつかない誘発的ニーズ Non-Criminogenic Needs」がある。それらは, ①漠然とした不全感, ②貧しい自尊心, ③疎外感や排除されている感覚, ④身体的な運動をしないこと, ⑤何らかの被害体験, ⑥幻覚, 不安, ストレスがあること, ⑦解体されたコミュニティ(帰属先の欠如や居場所のなさ), ⑧希望をもてないこと, である(Andrews & Bonita, 1994)。これらは直接的な犯罪の動因ではないが犯罪や逸脱行動の背景となっている個人的心理的課題である。犯罪をとおして実現させようとしたこと, あるいは除去しようとした不全感や不快感を成していると考える。

後者のニーズは誰しもが陥る可能性がある。これを背景にして男性の暴力問題へとつながる経路を確定していく。

## 5. 制度の再組成と社会臨床—「回復的・治療的な司法」

### 5-1. 非対称な関係性の社会病理としての把握

対人暴力は非対称関係性においておこる。DVは夫婦や男女（ジェンダー）、子ども虐待や高齢者虐待は親子（ジェネレーション）、体罰は師弟関係、いじめは集団のなかの序列である。すべて非対称な関係性である。したがって関係性や相互作用といってもそれは水平的ではない。暴力や差別は非対称な関係性にねざす。暴力を振るわれている方も、そこに関与を強制されていく経過があり、関係コントロール型の暴力として存在していること（CC論）を指摘した。こうした関係性に脱暴力の契機を組み込んでいくための社会制度はいかにあるべきなのかは公私関係の再編を伴う難題となっている。非対称関係性は、私的であり、親密であり、個人の境界を越境し、感情を交歓しあう関係性が多い。ここから脱暴力という社会課題をいかにして生成させるかがテーマである。

暴力は生理的・心理的・行動的に人のエネルギーを発揚させ、力の源泉となる。日常的な相互作用を営む関係性のなかでは、他方の側、つまり脆弱な側に暴力がむかう。非対称関係性は他方の側の脆弱さを含む。だからこそ、非対称関係性はケア、導き、教育、指導、慈愛、友愛、親性等の感情が生成する大切な関係となる。脆弱さとの関係性をもつからこそ、倫理、人権、ケアが成り立つ。二者関係は差異をもとにしてこうした社会性のある関係へと開かれている。閉じているようで公的な関係である。しかし同時に二者関係は他者への侵入や侵犯がおこる境界が低い。非対称関係性で生起する暴力はその様態としては「弱い者いじめ」となる。パワーを持つものがそうではないものへと暴力を振るう。

だからそこにはかなり強い正当化の契機や動機の語彙がある。弱いものへの暴力を正当化するためにあらゆる説明が用いられる。加害の側の意味づけに

多様な説明が動員され、動機として構築されていく。加害の言語化はここを重視する。どのように脆弱な者に向かう暴力を説明するのかへの関心である。もちろん理路整然とはしていない素朴理論・暗黙理論、個人の理論や跡付けによる動機の語彙である。元来、言語化水準に問題があって行動化しているのだし、マイルドな失感情症的な男性性が関係しているとすると、脱暴力のための対話は難題となる。それを可能にする社会臨床的な制度の組成を考えてみる。

### 5-2. 男性の暴力加害者をどうするかが制度的組成の組み換えを必要とすること

地方裁判所から保護命令を発令された大半のDV加害男性は、夫婦喧嘩だと思っていたのに妻から「あなたの行為はDVだ」と指摘され、呆然自失となる。妻が離婚を望む場合もあり、家庭裁判所から夫婦関係調整という名の離婚調停に呼び出されることもある。加害男性の精神衛生も悪化する。この分離の際、再暴力のリスクが高まる。この時に、加害者を脱暴力の方へむかわせる行動援助の機会があればと考える。カウンセリング受講命令制度を多くの国では整備している。それを可能にする問題解決型司法が整備されており、通例の裁判とは異なる仕組みをつくり、慢性化した問題行動の解決を指示することとしている。薬物やアルコール問題への依存にともなう問題行動、病的なギャンブル依存、盗撮・痴漢・児童性愛等の性問題行動、盗癖や摂食障害のある窃盗等も同じである。これらは触法行為ではあるが、刑罰だけでは意味がない人々がいて、治療や回復を指示する司法とそこからの回復を支援する社会資源へつなぐことが大切である。

また、慢性的な行動なので医療も対応しにくい。暴力は医療では治らない。加害者の問題解決行動として暴力が用いられているからである。パーソナリティ特性もあり、こうした加害者の行動や認識の仕方に対して司法や医療がどう対応するのが問われている。諸外国も同じような難題に直面し、今では問題解決型司法 problem-solving justice として法整備

をおこなっている。それをささえる概念を治療的司法 therapeutic jurisprudence/ justice という。広義の暴力問題行動にいかにして介入し、改善を促すことができるのかという見地からカウンセリングやプログラムの受講命令を発する仕組みは日本にはない。予防という名において過剰な介入にならないように、そして何よりも善行を命じるというのは矛盾でもあることを了解した上で、何らかのプログラムにのせていくべきだ。日常化する逸脱行動・問題行動があるので、そこへの介入の工夫が求められる。

そうした日常的な暴力、家庭内暴力の加害への対応の幅は広い。傷害事件となる触法性の高い行為への刑事罰の対応から、「大人の非行」とでも形容できる教示的な対応レベルまでの幅がある。相談、指導、教育、指示・教示、介入・処置、矯正として整理することができる。

筆者は暴力臨床として整理し、実践を試み、「男性性ジェンダー臨床」という視点を重視している。男らしく構成され、意味づけされた加害行為を是正するには、行動的、認知的、技術的(怒りマネジメントのアプローチ)、そして相互作用的、心理的という具合に連続する脱暴力支援が必要となる。さらに、男性がこの社会で生きていく過程で身につけている価値観や行動パターンのなかには、暴力を肯定する側面があり、社会の暴力容認的な意識や男性性ジェンダー意識をも視野に入れた社会臨床という課題設定が必要だと考えている。それは動機づけや意識・行動の変化の内発性を志向づけていくための、脱暴力にむかう制度的権力の再組成をとおして展開されることになる。当面の選択肢は、治療的司法や修復的正義 restorative justice による脱暴力の実践と支援の確立である。

### 5-3. 心理-社会的問題を扱う制度の構築—回復的・治療的司法へ

回復的・治療的司法は、直接の犯罪を誘発するわけではないが基本となっている人間的ニーズが充足されていない点に着目し、それを解決するための司

法を目指し、必要な臨床の資源へとつなぐ制度である。逸脱する者の満たされていない不全感それ自体は主観的なものであり、そう甘受してしまう症状を実行時点には抱えている。言語化しえないから行動化し、それは処罰による自己抑止よりも優先度の高い行為となっている。安逸な快楽でもあり、問題解決の回避でもあり、苦痛の消去となるからである。相談できる他者もないほどに孤立している点も解決していきたい。解決できることをひとつひとつ接ぎ木していくことになる。情状弁護の十全な展開は回復的・治療的司法と治療的共同体(コミュニティ)をとおして実現されていく。

たとえば筆者の取り組む脱暴力実践は家族への「介入後支援」の一環であり、回復と治療のサークルである。家族システム論からすれば父親・夫の暴力性は家族システム全体に影響を与えているので、当該個人の脱暴力は家族関係の調整や修復、家族関係の再編(主要には離婚や別居の選択)の大前提として位置づく。男性の暴力を除去することは当該家族のシステム全体にとっての意義があるという点を重視している。

たとえば、夫婦間のDVが子どもの面前で行われると暴力に曝されていることになる(面前DVと呼ばれる)。後述する関係コントロール型の暴力は、家族の営み全体において、指図、命令、統制、威嚇、威圧を含むので、強いられる関係性となり、家族全体の関係性に緊張をもたらす。また、父親と息子の関係には直接に、男性同士の関係性として再生産が作用するし、娘には男性親や父親親として将来の関係選択に少なくない影響を与えることになるので、関係性の暴力という場合には家族システムの見地から男性の暴力を位置づけることとしている。

### 5-4. 回復的・治療的司法が対象とすること—暴力加害のナラティブ(言語化)をとおした社会と個人の暴力臨床

対人暴力は言葉の沈黙と関わっている。文字通り、行動化として逸脱問題があらわれるからである。暴

力性は沈黙化作用（サイレンシング）と相関している。対人暴力は、①相手を黙らせること、②社会が暴力を容認していることを正当化として環流させること、③自らも沈黙することの諸相をもつ。

なかでも親密な関係性における暴力は発見が難しく、被害者は声をあげにくい。DV 加害者は、被害者の自責の念、他者をケアする意識、従順である地位（非対称性）を活用する。対人暴力の多くは以前からあったが、家庭内のこと、私的なこととされ、社会問題としての公的な関心や認知が遅れた。先の諸相は三重の意味での沈黙化作用（サイレンシング）という。

一つめは、加害者による被害の縮小や否定である。親子、夫婦、恋人という非対称な関係性のもとでは被害が表面化しにくい。暴力や虐待を振るう加害男性の話を聴いていると、暴力の中和化・正当化があり、女性が怒らせたという被害者非難、家族は私的領域であるので介入すべきでないという意識等がでてくる。その過程の全体が被害の声を発しにくくさせ、加害者に荷担する。

加害者は自らが暴力夫、虐待親だといわれるのを回避するためにその暴力を否定する。たとえば男性の暴力の定義が異なる。平手打ちすることと拳骨で殴ることは違うといい、平手打ち程度は限度内だと考えている。他の男性と比べてまだましな方だと暴力を否定する。そして、ろくでなしの奴らの暴力と自分の暴力は違うと言い訳する。

また、親密さを維持する責任を相手にもおしつける。愛情があるからこそ暴力がむかうのだという。これはたんに夫婦喧嘩であり、逆に、喧嘩もしないような夫婦では情が深まらないと思っている。妻もそう思っているはずだと信じている。そして「家のなかのことは絶対に他には話すべきではない」という。しかも外ではいい顔をする。だからその内外の落差を埋めるためにサイレンシング行動は能動的で積極的となる。

二つめは、社会の側が家庭内暴力を認知せず放置してきたことによるサイレンシングである。DV へ

の無理解、常識あるいは既存の制度がもつ二次加害的側面もある。夫婦や親子の間、恋人同士の暴力について、加害者が自らの行為を否認するだけでなく逆に被害者を非難し、沈黙させようとして動員する社会の意識や制度がある。法律はいまだに加害者の脱暴力への積極的対策を講じていない。

そして最後の三つめのサイレンシングは自己にむかう。男性性と関わって、女性や子どもへと向かう暴力は、そもそも力の弱い者に暴力をくわえることなので彼のパワー感にもとづく男らしさからすると合理的に説明がつかない。そこで覆い隠す。一方では、彼女が怒りを増幅させたといいながら（他罰的な心理と行動）、他方では、暴力を振るうことは恥ずかしいことだと思っている。恥ずかしいことだから隠す。男性として強いはずの自分が暴力を振るってしまったという意識を沈めていくしかない。弱者いじめと変わらないのがDVや虐待である。社会的にも受け入れられないことだ。こんな男性は男らしくない。男らしいと思って振るう暴力が男性の自己否定につながっていく。

それを回避しようとして自己にむかうサイレンシングが奏功する。つまり押し黙るのである。根本の矛盾を覆い隠すためであり、そして男性的なアイデンティティを保つためである。感情の言語化が貧しいので、行動化としての暴力があり、そのこととも深く関わっているのが自己沈黙化作用である。男らしさは寡黙さと重なる。暴力のことを誰かに相談するとそれは弱さの証明になってしまうと思込んでいる。男性性意識に傷がつくと考えているからだ。どちらにしてもこの暴力は「卑怯な暴力」でもあるので、他者への開示はされにくい。

## 6. 暴力の社会臨床

### 6-1. 加害のナラティブは社会の暴力性を語る

暴力を振るう男性たちとグループワークや面談をしていると「社会」が登場する。次のようなことだ。「暴力は正義だ。コミュニケーションの一種である。

愛情があるから暴力を振るうのだ。妻や子どものことを思って嫉妬のためなのだ。稼いでいるので当然だ。」と。これらは大義名分として暴力を正当化する。「我が家は暴力のない軍隊だ」といい、強くなって厳しい社会を生き抜くために必要なことだとし、身体的な暴力ではないにしろ、言葉がきつくと、妻や子どもの生き方をコントロールしている父親がいた。これらの「大きな言葉」は暴力を正当化する大義名分として機能する。そしてこれは社会が保持する暴力容認の意識や態度と重なる。体罰やハラスメント、いじめや虐待、過労を強いる事態等でも動員される大義である。被害者を非難し、他者を罰し、自己を正当化する過程では、「正しい暴力」という言い分がまかりとおりに、それが男性性を介してつながっている。

暴力を語る言葉がないということは暴力の認識が成立せず、痛みや辛さという感情を理解できないことを意味する。伝統的な男性性に随伴して無痛感が高まり、共感性が弱くなる。感情を表現する言葉が欠如し、感情が鈍磨していき、感情と言葉が離れていく。言葉をとおして係留され、喜怒哀楽の感情とともに豊かな内面を構成するはずのものがそうではなくなる。言葉をもたずに漂い始めた怒りの感情は、それを甘受してくれるだろう特定の他者に向かう。その積み重ねが親密な関係性における暴力として行動化されていく。

## 6-2. 暴力の社会臨床

男性性ジェンダー、暴力臨床、不安定な男らしさ論を重ね、さらに社会病理的なテーマに関してのグループワーク等の手法を得意とする臨床社会学的な実践と研究は、男性の対人暴力問題に奏功すると考える。社会問題との接続を意識した、個人と心理に対応する実践を展開していくべき課題や領域は多い。暴力の社会臨床として喫緊にもとめられている例としては、男性が限界までいって犯罪という資源で男性性を鼓舞して非犯罪的ニーズを満たすのではない回避策の検討である。たとえばストーカーによる殺

人と自殺の防止のための方策、弱者に向かう無差別殺傷事件と男性性の資源動員の関連の明確化、性犯罪と風俗にかかわる男性的欲望の共軛関係、性問題行動に背後にある男性の非性的ニーズの確定とそれへの対応等を介入課題として考えている。

## 注

- 1) 筆者の取り組む「男親塾」取材したNHKの番組(2013年5月6日)がある。「シリーズ 子どもの虐待 どう救うのか?」というポータルサイトで内容を知ることができる。  
<http://www.nhk.or.jp/heart-net/tv/summary/2013-05/06.html> (2017年2月1日最終閲覧)
- 2) シンポジウム「男性と生殖、セクシュアリティ」(2017年1月22日、立命館大学朱雀キャンパス)。由井秀樹科研代表主催。内容は以下のとおり。不妊クリニックでの男性患者(瀧川由美子)、男性にとっての不妊治療:泌尿器科を受診した夫たちの語りから(竹家一美)、男性不妊と男性性(倉橋耕平)、戦後日本の不妊男性に対するまなざし(由井秀樹)、検査される男性身体:歴史:1930年代の学校と軍隊でのM検を中心に(澁谷知美)、コメント(中村正、永田夏来)だった。ここに引用した医療社会学者二人のやりとりは倉橋氏から教わった。ヘゲモニックな男性性の基底にあるパワーの生物学的な欠落としての男性不妊というテーマ化は生殖補助医療がますます増大していく社会にあっては魅力的なテーマであり、実にユニークな研究課題の設定である。
- 3) タイム・アウト法は米国の怒りマネジメント法の常套的な方法である。いったん回避するが、暴力を増幅させないように一時中断の健康的なクールダウンの後に、謝罪も含めて話し合いとするというアプローチである(ソンキン、2003)。筆者はこうした男性がいてこの方法は逃避だと批判していることについてカリフォルニアの彼のカウンセリングオフィスで話し合ったことがある。とくに対等に話ができない暴力が介在している事案についてこのタイム・アウト法をどのように用いればよいのかという議論となった。当事者同士ではなくカウンセリングが介在しないと難しいという

意見に落ち着いた。こうしたことも含めて本翻訳書には解説を記している。

#### 文献 (アルファベット順)

- ダニエル・ソンキン, 2003, 『脱暴力のプログラム—男のためのハンドブック』, 青木書店。
- 林真一郎, 2008, 「研究紹介 1-ii 男性役割と感情制御」, 柏木恵子・高橋恵子, 『日本の男性の心理学—もう一つのジェンダー問題』, 有斐閣, 29-35頁。
- 石川洋明, 2006, 「『男らしさ』に関する実証的研究」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』, 第5号, 33-45頁。
- 柏木恵子・高橋恵子, 2008, 『日本の男性の心理学—もう一つのジェンダー問題』, 有斐閣。
- 北原みのり, 2008, 「男の暴力—秋葉原無差別殺傷事件に思うこと」『世界』2008年8月号, 岩波書店。
- 牧野雅子, 2014, 『刑事司法とジェンダー』, インパクト出版会。
- 中村正, 1988, 「地平としての文化—グラムシの文化社会学」『グラムシを読む』, 松田博編, 法律文化社, 134-145頁。
- 中村正, 1995, 「国民文化とヘゲモニー—グラムシと現代文化」『グラムシ思想のポリフォニー』松田博・鈴木富久編, 法律文化社, 145-169頁。
- 中村正, 2006 a, 「動機づけられていないクライエントへのグループセッション—DV加害男性と共に」『精神看護』vol.9, no.3, 医学書院。
- 中村正, 2006b, 「DV加害への司法臨床—司法臨床社会学の視点から—」『現代のエスプリ』第472号, 至文堂。
- 中村正, 2007, 「殴る男—親密性の変成にむけて」鷺田清一ほか編『身体をめぐるレッスン第4巻 交錯する身体』岩波書店。
- 中村正, 2008 「逸脱行動と社会臨床—加害に対応する対人援助学—」望月昭他編『対人援助学の可能性—「助ける科学」の創造と展開』福村出版。
- 中村正, 2009, 「男性のためのグループセッション—DV加害男性, 虐待親, 性犯罪者たちとのセッションの経験から」『集団精神療法』第25巻第1号, 日本集団精神療学会。
- 中村正, 2013, 「臨床社会学の方法 (1) 暗黙理論」『対人援助学マガジン』第4巻第1号, 17-23頁。
- 中村正, 2016a, 「暴力臨床論のために—暴力の実践を導く暗黙理論への着目」, 『立命館文学』646号。
- 中村正, 2016b, 「暴力臨床の実践と理論」『季刊刑事弁護』, 87号, 現代人文社, 74-77頁。
- 中村正, 2016c, 「加害者更生 (更正) からみた今次改正について—暴力臨床・加害者臨床の取り組みをもとにして— (報告レジュメ)」<http://www.moj.go.jp/content/001184708.pdf> 法務省法制審議会刑事法 (性犯罪関係) 部会第6回会議での意見陳述 (平成28年5月25日開催)。
- 中村正, (印刷中), 「関係性の暴力と加害者対応—男性加害者との対話, そして責任の召喚・行動変容に向かう暴力臨床—」指宿信編・シリーズ刑事司法を考える第4巻『犯罪被害者と刑事司法』, 岩波書店。
- レイウイン・コンネル, 1993, 『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』, 三交社。
- 澁谷知美, 2001, 「『フェミニスト男性研究』の視点と構想—日本の男性学および男性研究批判を中心に」『社会学評論』51 (4・69)。
- 鈴木淳子, 2006, 「ステレオタイプとジェンダー」, 鈴木淳子・柏木恵子『ジェンダーの心理学—こころと行動への新しい視座』(心理学の世界・専門編5), 培風館)。
- ティモシー・バイネケ, 1993, 『レイプ・男からの発言』, ちくま文庫。
- Andrews, D.A. & Bonita, James., 1994, *The Psychology of Criminal Conduct*, LexisNexis.
- Bosson, Jennifer K. and Vandello, Joseph A., 2011, Precarious Manhood and Its Links to Action and Aggression, *Current Direction in Psychological Science* 20(2) 82-86.
- Conrad, Peter., 2007, *The Medicalization of Society: On the Transformation of Human Conditions into Treatable Disorders*, The John Hopkins University Press.
- Groth, Nicholas & Birnbaum, Jean., 1979, *Men who Rape-The Psychology of The Offender*, Plenum Press.
- Messerschmid, James W., 1993, *Masculinities and Crime: Critique and Reconceptualization of Theory*, Rowman & Littlefield Publishers.

- Rothman, Sheila & Rothman, David, 2003, *The Pursuit of Perfection: The Promise And Perils of Medical Enhancement*, Vintage.
- Stark, Evans, 2007, *Coercive Control: The Entrapment of Women in Personal Life*, Oxford University Press.
- Vandello, Joseph A. and Bosson, Jennifer K. 2013, Hard Won and Easily Lost: A Review and Synthesis of Theory and Research on Precarious Manhood, *Psychology of Men & Masculinity*, Vol.14, No.2, 101-103.
- Vandello, Joseph A. and Bosson, Jennifer, Cohen, K.Dov., 2008, Precarious Manhood, *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.95, No.6, 1325-1339.
- Ward, Tony, 2000, Sexual offenders' cognitive distortions as implicit theories, *Aggression and Violent Behavior*, Vol.5.No.5, pp.491-507.
- Wong, Y. Joel., Ringo, Moon-Ho., Wong, Shu-Yi., Miller, I. S. Keino., 2016, Meta-Analyses of the Relationship between conformity to masculine norms and mental health related Outcomes, in *Journal of Counseling Psychology*, Nov.21, pp.1-14.

## On Precarious Masculinity and Violence

NAKAMURA Tadashi<sup>i</sup>

**Abstract** : Violence seems to provide a basis of existence for some men. The author organizes abusive men's group work in collaboration with some local governments in Osaka. This is part of various family re-integration services provided by social work offices. It is a good place for gathering valuable linguistic resources that support original recognition of their violent behavior and non-systemic explanation of abuse against children and wives. Employing scientific practices, we can modify these explanations into cues for transforming the abuser's inner world. The author will treat these statements and vocabulary as tacit theory, simple theory and personal theory that are built through the meaning of their living intimate world. The author would like to give a more comprehensive explanation concerning men's violence through integration of individual deviancy and masculinity as a social construction.

**Keywords** : men's violence, precarious masculinity, hegemonic masculinity, clinical sociology, implicit theory

---

<sup>i</sup> Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University